

前回会議での〈地域コミュニティ〉についての議論内容

- ・ 条文の主語が、「地域コミュニティ」から「自治会等」に変わっている。以前の会議の中で、「地域コミュニティではわかりにくい」ということがあったかもしれないが、用語を定義しているので、自治会等よりも地域コミュニティとした方が良いと思う。
- ・ 第1項は、「自治会等及びその代表者は、様々な活動を通じて地域社会の発展に努めるものとする」となっているが、そもそも地域コミュニティというのは、地域社会の発展に努めており、条文の意味が無いように思えるが、どういう趣旨か。
- ・ 以前の会議の中で「自治会長というポストから離れない人がいる。地域のために頑張ってくれる人であれば、何年しても全く問題ないが、そうではないので、自覚してもらうためにも『代表者』という言葉を確認に出した方がよい」という話から。
- ・ 第2項は、「自治会長等は、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、地域住民の参加、協力に必要な環境づくりを行い、その活動に対する理解を得られるよう努めるものとする」となっているが、文脈がおかしいので変えた方がよいと思う。
- ・ 第2項は、以前の会議を受けて修正された条文ではあるが、全部削除して、修正前の条文の第3項と第4項を並び替えて使った方がよいのではないか。
- ・ 第2項としては、「地域コミュニティは、その活動内容及び運営状況を明らかにすることにより、その活動について地域住民の理解及び共感を得られるよう努めるものとする」を入れる。第3項は、「地域コミュニティは、地域住民の参加の機会を確保するとともに、参加、協力に必要な環境づくりに努めるものとする」になる。そして、第4項は、今の条文のままで「市民は、地域における相互扶助の精神に基づいて、地域コミュニティに加入し、その活動に参加するよう努めるものとする」とすればよいと思う。
- ・ 修正案の第4項には、「市は、自治会等を支援するとともに、その運営等について自主性を尊重しながら助言することができる」と書かれているが、「助言」だけなのか。指導などはできないのか。
- ・ 指導はできないと思う。
- ・ 自治会には、日田市から事務委託費が出ている。広報誌の配布やその他多くの事務を依頼しているようだが、自治会側の委託費の取り扱いに不明瞭なところが見受けられる。
- ・ 事務委託という点で考えれば、市と自治会は対等関係にある。自治会というのは自主的な団体であって、行政が介入することは許されない。しかし、事務委託という場面では、自治会という組織と対等な関係で契約を結ぶことに、民法上なる。
- ・ 条文に入れなくても、事務委託協議書に委託費の取り扱いに関することを条件とし

て文言を入れればよいと思う。

- ・自治会に対する事務委託費についての内容を条文に書くのは、おかしいと思う。第4項は、あくまで、前向きな方向で捉えればよいのではないか。

- ・話を整理すると、第4項については、前向きな条文に読めるということなので、解説には前向きなニュアンスの説明を入れる。市からの事務委託費に関する会計処理についての記述は別を書く。そこで、第2項の「活動内容及び運営状況を明らかにする」ところの説明文として、会計処理についての記述を書くというのが、一つの方法としてある。

- ・自治基本条例の中ではなくて、むしろ日田市自治会規程の中に入れた方がよいのではないか。その中で、事務委託費に関して謳われているので。

以上の流れを受けてのまとめ

第1項については、「自治会等」という言葉を使わずに「地域コミュニティ」を使う。ただ、今のままだと意味が出てこないなので、考え直す必要がある。

第2項は、修正前の条文の第3項と第4項を順番を入れ替えて入れる。現在の第3項が第4項にずれる。内容としては自治会加入についてであり、憲法21条との絡みがあるので、もう少し詰めた方がよいと思う。

第4項は、このままの条文として、説明文を修正する。先ほどから話が出ていた事務委託費については、日田市自治会規程の改定も含めて適切な処理を市が行うという内容を解説に入れるべきだが、第2項の説明とするか、第5項の説明とするか、そのあたりも含めて次回に。